

岩見沢市地域防災計画

沿革	修正内容
昭和 41 年 4 月	岩見沢市地域防災計画作成
昭和 45 年 6 月	災害対策本部組織の修正
昭和 48 年 9 月	防災組織、災害情報通信計画、災害予防計画、災害応急計画の修正
昭和 55 年 6 月	災害対策本部組織、災害情報通信計画、水防計画、林野火災予防消防計画、災害広報計画、医療及び助産計画の修正
昭和 56 年 6 月	消防計画、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画、障害物除去計画、労務供給計画、公安警備計画、救急医療対策計画をそれぞれ追加し、他の計画を全面改正
昭和 60 年 4 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、岩見沢市の地勢と災害の概要、防災会議、災害対策本部住民組織の活用、気象予警報等の伝達計画、災害通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害による被害発生予想区域等、消防計画、防災訓練計画、動員計画、水防計画、避難救出計画、食糧供給計画、給水計画、医療及び助産計画、防疫計画、清掃計画、輸送計画、林野火災予防消防計画、自衛隊派遣要請計画、救急医療対策計画及び参考資料の修正
昭和 62 年 4 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、防災会議、災害対策本部、本部の配備体制、住民組織の活用、気象予警報等の伝達計画、災害通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害による被害発生予想区域等、消防計画、水防計画、避難救出計画、食糧供給計画、給水計画、医療及び助産計画防疫計画、清掃計画、障害物除去計画、林野火災予防消防計画、特殊災害対策計画、災害復旧計画及び参考資料の修正
平成元年 9 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、岩見沢市の地勢と災害の概要、防災会議、災害対策本部住民組織の活用、気象予警報等の伝達計画、災害通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害による被害発生予想区域等、消防計画、水防計画避難救出計画、食糧供給計画、衣料、生活必需品等物資供給計画、給水計画、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画、医療及び助産計画、防疫計画、行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画、文教対策計画、林野火災予防消防計画、自衛隊派遣要請計画、救急医療対策計画、災害復旧計画及び参考資料の修正
平成 12 年 9 月	全面修正
平成 16 年 7 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱並びに市民の責務、防災会議、災害対策本部、本部の所掌事務・配備体制、気象予警報の伝達計画、災害情報等の報告・収集及び伝達計画、災害による被害発生予想区域等、消防計画、災害応急対策計画、避難救出計画、医療及び助産計画、自衛隊派遣要請計画、水害対策計画、地震災害対策計画、林野火災対策計画及び参考資料の修正
平成 19 年 6 月	全面修正
平成 22 年 4 月	計画の構成、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、岩見沢市の地勢と災害の概要、災害対策本部、自主防災組織の育成、予報（注意報を含む）・警報並びに情報等の伝達計画、災害情報通信計画、災害情報等の報告・収集及び伝達計画、災害に強いまちづくり、災害による危険区域等、防災訓練計画、災害時要援護者対策計画、建築物災害予防計画、食糧等の調達・確保及び防災資機材の整備、避難救出計画、食糧供給計画、衣料・生活必需品等物資供給計画、給水計画、防疫計画、廃棄物処理等計画、飼養動物対策計画、輸送計画、労務供給計画、災害警備計画、自衛隊派遣要請計画、ヘリコプター活用計画、交通応急対策計画、災害義援金募集（配分）計画、水防組織、重要水防区域及び水防施設、水防活動、雪害対策計画、地震災害対策計画、林野火災対策計画、事故災害対策計画、ライフライン応急対策計画、資料集、図面集及び様式集の修正
平成 26 年 3 月	全面修正
平成 28 年 3 月	計画推進に当たっての基本となる事項、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、防災会議、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報等の報告・収集及び伝達計画、避難行動要支援者対策計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、相互応援（受援）体制整備計画、応急実施計画、災害広報・情報提供計画、避難救出計画、住宅対策計画、廃棄物処理等計画、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画、輸送計画、ヘリコプター等活用計画、交通応急対策計画、広域応援・受援計画、総則、重要水防区域及び水防施設、通信連絡、水防活動、公用負担等、雪害対策計画、災害復旧・被災者援護計画、資料集、図面集の修正
平成 29 年 6 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、防災会議、災害対策本部、住民組織及び協力団体の活用、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、防災ボランティアとの連携計画、災害に強いまちづくり、災害による危険区域等、防災訓練計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、避難救出計画、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画、交通応急対策計画、水防計画、地震災害対策計画、資料集、様式集の修正

沿革	修正内容
平成 30 年 6 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、防災会議、災害対策本部、自主防災組織の育成、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害ボランティアとの連携計画、災害予防計画、災害による危険区域等、消防計画、避難行動要支援者対策計画、建築物災害予防計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、相互応援(受援)体制整備計画、動員計画、避難救出計画、食料供給計画、廃棄物処理等計画、家庭動物等対策計画、総則、水防組織、通信連絡、地震災害対策計画、事故災害対策計画、電気施設、資料集、図面集の修正
令和元年 7 月	市民及び事業所の基本的責務、災害対策本部、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害ボランティアとの連携計画、災害による危険区域等、避難行動要支援者対策計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、避難救出計画、住宅対策計画、家庭動物等対策計画、交通応急対策計画、石油類燃料供給計画、通信連絡、地震災害対策計画、通信施設、電気施設、資料集、図面集の修正 大規模停電災害対策計画を追加
令和 3 年 2 月	計画推進に当たっての基本となる事項、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、防災会議、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報通信計画、災害ボランティアとの連携計画、災害による危険区域等、消防計画、避難行動要支援者計画、建築物災害予防計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、相互応援(受援)体制整備計画、応急実施計画、避難救出計画、食料供給計画、衣料、生活必需品等物資供給計画、給水計画、住宅対策計画、防疫計画、廃棄物処理等計画、家庭動物等対策計画、輸送計画、労務供給計画、文教対策計画、自衛隊派遣要請計画、ヘリコプター等活用計画、交通応急対策計画、石油類燃料供給計画、広域応援・受援計画、大規模停電災害対策計画、通信連絡、危険物等災害対策計画、水道施設、下水道施設、電気施設、災害復旧・被災者援護計画、資料集、図面集の修正
令和 3 年 7 月	災害対策本部、本部の配備体制の修正
令和 4 年 1 月	目的、計画推進に当たっての基本となる事項、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、災害対策本部、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害に強いまちづくり、災害による危険区域等、避難行動要支援者対策計画、相互応援(受援)体制整備計画、応急実施計画、避難救出計画、住宅対策計画、家庭動物等対策計画、文教対策計画、災害警備計画、ヘリコプター等活用計画、交通応急対策計画、広域応援・受援計画、大規模停電災害対策計画、通信連絡、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模な火事災害対策計画、資料集、図面集の修正
令和 5 年 3 月	災害対策本部、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害による危険区域等、避難行動要支援者対策計画、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、相互応援(受援)体制整備計画、災害広報・情報提供計画、避難救出計画、住宅対策計画、交通応急対策計画、通信連絡、航空災害対策計画、資料集の修正
令和 5 年 6 月	災害対策本部、本部の配備体制の修正
令和 6 年 3 月	防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害ボランティアとの連携計画、災害による危険区域等、避難行動要支援者対策計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、避難救出計画、輸送計画、交通応急対策計画、通信連絡、水防活動、地震災害対策計画、災害復旧・被災者援護計画、資料集、図面集の修正
令和 6 年 5 月	災害対策本部、消防計画、資料集の修正
令和 7 年 5 月	目的、計画推進に当たっての基本となる事項、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、災害対策本部、本部の配備態勢、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報通信計画、防災訓練計画、避難行動要支援者対策計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、相互応援(受援)体制整備計画、避難救出計画、給水計画、住宅対策計画、自衛隊派遣要請計画、交通応急対策計画、石油類燃料供給計画、広域応援・受援計画、通信連絡、資料集、図面集の修正

沿革	修正内容
令和 8 年 8 月	目的、計画推進に当たっての基本となる事項、防災機関等の処理すべき事務及び業務の大綱、市民及び事業所の基本的責務、防災会議、災害対策本部、自主防災組織の育成、気象等警報・注意報及び情報等の伝達計画、災害情報通信計画、災害情報等の報告、収集及び伝達計画、災害ボランティアとの連携計画、災害による危険区域等、消防計画、防災訓練計画、避難行動要支援者対策計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、相互応援（受援）体制整備計画、災害広報・情報提供計画、避難救出計画、給水計画、医療救護計画、廃棄物処理等計画、家庭動物等対策計画、輸送計画、文教対策計画、交通応急対策計画、水防計画、林野火災対策計画、水道施設、下水道施設、通信施設、災害復旧・被災者援護計画、資料集、様式集、図面集の修正